

平成29年3月中川村議会定例会議事日程（第4号）

平成29年3月17日（金） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 議案第 13 号 平成 29 年度中川村一般会計予算
- 日程第 2 議案第 14 号 平成 29 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第 15 号 平成 29 年度中川村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 16 号 平成 29 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第 17 号 平成 29 年度中川村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 18 号 平成 29 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 19 号 平成 29 年度中川村水道事業会計予算
- 日程第 8 陳情第 1 号 オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める陳情
- 日程第 9 陳情第 2 号 「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する陳情
- 日程第 10 陳情第 3 号 「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と、核兵器廃絶の平和外交の推進を求める陳情
- 日程第 11 陳情第 4 号 「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第 12 発議第 1 号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める意見書の提出について
- 日程第 13 委員会の閉会中の継続調査について

平成29年3月中川村議会定例会議事日程（第4号追加1）

平成29年3月17日（金） 午後2時00分 開議

- 追加日程第 1 発議第 2 号 「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議第 3 号 「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と核兵器廃絶の平和外交の推進を求める意見書の提出について

出席議員（9名）

1番	高橋昭夫
2番	
3番	松澤文昭
4番	鈴木絹子
5番	中塚礼次郎
6番	柳生仁
7番	小池厚
8番	大原孝芳
9番	村田豊
10番	山崎啓造

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	米山正克
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	井原伸子
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	小林好彦	教育次長	座光寺悟司
代表監査委員	鈴木信		

職務のために参加した者

議会事務局長	菅沼元臣
書記	松村順子

平成29年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成29年3月17日 午後2時00分 開議

○事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）着席ください。（一同着席）

○議長

ご参集ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 議案第13号 平成29年度中川村一般会計予算を議題とします。

本案は去る1日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。

予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○予算特別委員長

それでは、私のほうから予算特別委員会の報告をいたします。

3月1日の本会議において予算特別委員会に付託されました議案第13号 平成29年度中川村一般会計予算について、3月10日13日14日の3日間にわたり役場第1第2委員会室において委員全員出席のもと担当課長、係長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な質疑応答は次のとおりです。

総務課庶務係。「庶務係で臨時職員が増えるのか。」に対して「正規が退職するため臨時職員で運転管理や総務課庶務の仕事をする。」。

次に「地区集会施設及び周辺整備補助200万円はどのような支出か。」に対して「集会所改修の地区要望が多いため計上した。地区要望金額はこの額以上になっているが、当初の予算で要望が多ければ補正も考えていく。」。

次に「例規システムの強靱化はどんなことをするのか。」に対し「主はセキュリティー対策。役場は2つのシステムで作業しているが、本年度からインターネットと他のシステムとを切り離す関係で例規システムをインターネットから入っていくが、それを離すための経費。個人番号制になり個人情報が出ないための操作を行う。」。

次に「ストレスチェックの内容と、28年度から導入したが成果はどうだったのか。」に対して「ストレスチェックは本年実施した。チェック項目に記入し、その結果で高ストレスの者は個人カウンセリングを受けられるようになっている。課ごとの結果も出るので職場環境などの改善の参考にもなる。」。

「特別職報酬等審議会の報酬が計上されているが、実際開催はされるのか。」に対しては「必要なときに開催できるように計上している。報酬等審議会が村長がかわったときなどが機会で開催する場合がある。」。

次に財政係の関係ですが、「地方交付税の人口が4,850人になったが交付税が変わってくるか。」に対しては「算出はそうだが、補正比率があるため現在とは比較できない。」

人口が減っても全国的に人口減少しているので、減少が交付税に直接関係してくる部分とそうでない部分があるので、わからない。決算時に分析していきたい。」。

次に「地方交付税の借り入れと償還が逆転する時期はいつごろか。」に対しては「3億5,000万円を借り続けたとして、逆転するのは平成37年ごろになる。」。

次に「高齢化社会になり、財政に影響はあるか。」に対しては「村税は少なくなるが、現在の交付税の制度では収入が少なくなると支出が多くなる、その部分は交付されるようになっている。」。

次に「高齢者が多くなると村が大変だといったことはないのか。」に対しては「必要な経費は確保できる。」との回答でした。

次に企画広報係ですが、「雑入の中のCATV施設使用料は平成29年度で契約が切れるが、貸し出していた機器はどうなるのか。」に対しては「機器は平成15、16で整備した機械は更新をされている。伝送路は入れかえ、電柱については譲渡となり、貸す部分はなくなる。」。

「高度情報化基金は今後どうなるのか。」に対しては「村の情報化の更新の場合に使用するためのもの。将来にもCATVから金額は少ないが使用料が入ってくるので、それを繰り入れ、基金として積み立てていきたい。」。

次に「公共的看板撤去手数料の使用目的は環境審議会でも協議していくのか。」に対しては「まずは村のものから撤去していき、民間の皆さんの撤去にも補助していく考え。昨年、美しい村づくり協議会でも撤去してほしい所もあったので実施をしていく。」。

次に「地域おこし協力隊を増やすとのことだが、どのような目的で活躍してもらうのか。」それに対しては「農産物の加工施設や販売についてかかわる予定だ。」。

次に「委嘱と臨時のメリット。」に対しては「臨時職員は村職員で、保険にも入るし、時間の縛りもある。委嘱は保険も自分で入り束縛もないので自由に契約の中で活動ができる。」。

次に「婚活事業でサンマリエに実際に払う金額は。連携による評価はどうか。」に対しては「委託契約ではない。東京でのイベントではサンマリエのスタッフは申し込みから当日運営までしてくれたが、経費の支払いはなかった。村に来ていただくときには旅費と宿泊経費を払う。人件費や企画料は払っていない。」。

次に「牧ヶ原の集会所の設計経費があるが、今の場所につくるのか。」に対しては「建てかえの場所は、当初より人数が変わっている今までは違う場所になり、今の場所は取り壊しとなる。」。

次に「伝送路の撤去経費は電線や電柱の撤去費用か。前回は電柱など払い下げを使用した経過がある。」に対して「ケーブルは撤去。電柱の木柱600本は撤去し、希望者に配布する。」。

次に「広報の印刷経費はどうなっているか。」に対して「ページ単価で見積入札をしている。」。

次に「放送等審議会は半期ごとに開催しているのか。」に対しては「昨年11チャン

ネルで村の番組が見られるようになってから審議会を開催している。住民5人の構成になっている。」。

次に「美しい村の講演会の内容は。」に対しては「美しい村の理解を村民に知っていただく目的で行う。」。

次に「本年度のどんちゃん祭りは、昨年までの反省を踏まえ、どのような方向で進めるのか。」に対しては「本年は4月から、実行委員会が立ち上がったところから検討していきたい。」。

次に「高校生の就学支援事業が7・8割と聞いた。村民の生活にかかわる補助を村民に広報してほしい。インターネット等で調べればよいというが、もっと多くの人に広報してほしい。」に対して「せっかくなので補助事業なので広報活動には力を入れていきたい。高校生の支援事業は中学へ行って説明もしている。」。

次に交通防災係の関係ですが、「住宅の耐震診断について、工事の補助が2件ですが、改修が進むようなサポートができないか。県でも進めているのでもう少しお金をかけずに進めていけないか。」に対しては「個別相談も県と協力して実施しているが、なかなか足を運んでもらえない。昨年から新築でも60万円出るが、建てかえるのは難しい。高齢者の方で診断したがお金がかかるので足踏みしている方もいる。本年は耐震診断をした方に広報していきたい。」。

次に「消防団員の商品券の利用状況は。」に対しては「実働隊員に配布している。90～95%の利用率。主は飲食店、ガソリンなどの利用が多い。」。

続いて住民税務課の関係になります。

税務係、「差し押さえロックは軽自動車のみか。」に対して「そのとおり。軽自動車の差し押さえは一定の手続きを踏んで実施する。タイヤにはめ込むもの。」。

次に「土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンは面積算定して、その後はどうするのか。」に対して「土地価格の低減部分を特定し、固定資産の課税の軽減措置を図る。」。

次に「軽自動車の差し押さえは、預金があるのに滞納している者も差し押さえるのか。」に対して「預金調査をし、生活費等一定部分を考慮して納税を進める。」。

次に生活環境係関係ですが、「不法投棄の特定者を確認しているか。」に対しては「中身を見て警察に相談している。村内者は特定できる場合は指導している。本年は2件、警察に連絡した。」。

次に「ごみの分別が変わるが、どのような周知をしているか。」に対しては「保健部長会で依頼し、2月地区回覧で、またケーブルテレビの番組で周知をしている。」。

「燃えるごみGメンをプライベートもあり嫌がっている人もいる。」に対しては「係のみの対応でしている。趣旨を理解していただきたい。年3回実施している。」。

「リニア関係の測定費用は。」に対しては「県の施設を借りて行き、電気代や敷地の利用料。データの取り扱いについては、定期的にデータをとっていき、データを村に返していただいている。年度ごとのデータの公表もされており、現在、平成27年度分が出されている。」。

次に「県とJRのデータの差とかを検証しているか。」に対しては「JRの数字より県の数字は詳細で、比べてみると環境基準値は超えていない。」というようなことでした。

続いて保健福祉課の関係に入ります。

地域福祉課の関係ですが、「家庭相談員の設置はどのような資格者か。法律で決まっているのか。」に対しては「保健師、保育士、教員を募集していますが、現在応募がない状態。資格は村で決めている。」。

次に「家庭相談員の情報は、横の連絡もとらなければいけない場合、制限もあるので、運営の方法をよく考えて行わないといけないけれども。」という質問に対して「具体的な内容は教育委員会と保健福祉課の両方の担当で話し合っていく。配置は保健福祉課になる。」。

次に「県独自の事業で有識者が入っていただければいいが、方向づけも考え運営していただきたい。」に対して「1人常勤になるが、現在、事務の担当がしていることなので、大丈夫だと思う。」。

次に「社協の補助金が増額しているが、社協からこの事業をしたいなどの要望があるのか。」に対しては「社協のほうからは、予算要求されてから検討して、副村長、村長まで、社協も同意して検討している。」。

次に「社協で増えるものは何か。社協のすることがあると思うが、どんなことをお願いするのか。」に対しては「ボランティア推進事務をしている方がパートの方なので、その部分を正規の職員がすることになった。」とのことです。

次に「臨時福祉給付金は漏れがなく給付されているか。」に対しては「漏れのないように手続するよう促進通知を出している。平成28年は3つの給付金があり、春の高齢者向けの給付金は98.57%、482人。7人が申請をしていない。秋の給付金は88%、741人で、高齢者より申請者が少なかった。」。

次に「給付金については理解できない人も多かった。名簿等で確認できないか。」に対して「申請書を送った人はわかるが、その方が対象になるかはわからない。」。

続いて高齢者福祉係ですが、「介護用品購入補助の状況と布おむつの利用状況については。」「購入補助は、28年度は29年度予算の約半分ぐらいが支出。布おむつは現在2人が利用。」。

次に「緊急通報装置貸与の状況は。」「台数がほぼ一定で45台程度。」。

次に「訪問理美容利用料補助の55人分と125万円の関連は。」に対しては「介護認定者本人申請により1人利用券3枚を交付しており、利用される枚数を見込んで125万円としている。」。

次に「憩いの家のエコキュート2台は必要か。」に対しては「燃料使用量と経済効果による判断と思う。」。

続いて「風呂の改修後の苦情について。」「原因がわからないものがある。様子見ややり直し等も今後検討していきたい。」。

次に「福祉タクシー券の利用が減少傾向だが。」に対しては「29年度利用見込みで

計上しており、27年度比でいくと増えている。」とのことです。

保育所関係ですが、「片桐保育園の調理が正規ゼロで臨時2人となっているが、大切な給食の部分に正規がないのはどのような経緯なのか。」に対して「現在、みなかた、片桐、両保育園に栄養士兼調理員が1名ずつ配属している。職員募集の期間を過ぎてから結婚退職したいとの申し出があって、正規の採用が間に合わないので、やむを得ず臨時の対応となった。正規の部分で臨時で対応となるが、一年間は臨時対応で頑張ってもらって、平成30年には正規の配置を考えている。栄養士1名で両園を掛け持つことで負担をかけるので、その分、調理員の部分を多くしている。」。

次に「片桐保育園のエアコンの設置は全部完了になるか。」に対しては「保育室のほうは全部完了となる。」。

次に、続いて「食材の地元供給はどれくらいか。」に対しては「発注は田島ファームとマルトシにしている。保護者から買い取りになるが、1人につき鉢系野菜や果物などを出していただいて調理に使用している。未満児255円、アレルギー未満児275円、以上児220円、アレルギー以上児250円、職員245円の単価となっている。」。

続いて振興課の関係ですが、農政係、「野生鳥獣総合管理事業のニホンジカやイノシシ、猿の頭数は希望的数字か。」に対して「被害防止事業は国の事業で、例年の実績数字を参考に出したもの。ニホンジカなどは移動していくので、最近鹿の捕獲は減っていく方向。ニホンザルは増えている。猿については、昨年は大草地区で62頭、ことしは片桐地区におりを設置して捕獲を進めているが、なかなかおりに入らない。捕獲実績で支出をしていく予定。」。

続いて「人・農地問題解決事業の新規就農者へ900万円計上しているが、就農者は5人となっている。新規就農して途中でやめた人にはペナルティーがあると聞いたが、中川村以外に就農した場合はどうなるか。」に対して「中川村ではないが、途中でやめる人は、県内では多い。村では経営開始型だが、農業研修生で途中でやめる人は多い。経営開始型で就農してからやめてしまうと、あくまでも補助はやめた時点で打ち切りとなる。村長が任命して、そうでないよう十分見極めていきたい。」。

続いて「つくっちゃオの指定管理が昨年変わったが、事業はどう進んでいるか。」に対し「半年過ぎるが、加工委託の部分はきちっと確立させようとする半年間だった。課題の中川村の特産品の開発については、もっとやっていただきたいと思っている。」。

続いて「組織体系はできているのか。」に対して「プレゼンしていた組織になるよう努力していると思うが、核になる「やらまいか」のほうと一緒に働くことのできる事務局として地域おこし協力隊を昨年末から募集していたが、事情があって再募集をしておる。現時点では応募がない状態だ。」とのことです。

続いて「加工施設を任すのに、農家中心でなくパイヤーも入れた計画が必要と思う。材料も加工所で調達していくことが必要ではないか。今までどおりのやり方ではいけないのではないか。」に対しては「加工施設の目的として、村でとれた農産物を加工し付加価値をつけて売っていくのと新しい商品開発をしていくのが目的で、運営施設をどう利用していくのかを管理者と相談していきたい。」。

「地域再生支援事業は、農業委員会でも荒廃地を確認して通知を出している。村でもこの事業のあることは周知していきたいと思う。」とのこと。

続いて「荒廃地問題は地区で困っている。対象者は多くない。」に対して「農地を耕作できない人の希望を受ける人を地区の中につくり、それができなければ営農組合が引き受ける。誰かできる担い手を探す。さらに受けられなければ中間管理機構や法人に頼む。個別で相談があったときは説明するが、受け手があるの事業なので、借り受け手をいかに確保するかが問題だ。」。

続いて「今回の協力隊は加工関係と聞いていたが、加工所へ行くのか。」に対しては「今回の協力隊は、直接加工をするのではなく、運営の中心となってもらう予定である。村の委嘱といった形で、3年間、加工所で働いていただき、将来的には加工所を任せられるような人になってもらいたいと考えている。」。

続いて「多面的機能支払交付金の実施事業年度は30年までだが、延長はあるのか。また、林業振興審議会で森林バイオマス活用研究会の報告があったが、計画を全員協議会で報告してほしい。」に対して「多面的機能支払事業は平成26～平成30年が第1期で、第2期ということで平成31年から新たに5年間の事業を始める計画がある。国も法制化ができていて、5年ごとの契約期間で進められる。また、バイオマスの活用構想が計画されて、望岳荘にバイオマスボイラーの導入による具体的効果の検証のため、再度、調査の予算を計上した。活用構想は村全体の木材の可能性、供給量などを調査する目的で、どこかの機会で議会にも報告したいと思う。」。

続いて「松くい虫被害の現状はどうか。」に対しては「公共用の施設、道路、電線に隣接している箇所、本来は山林所有者が取り除くのだが、村として各地区からの要望を見ながら危険度を見て実施している。」。

次に「要望が多いのはどこの地区か。」に対しては「地区としては桑原、南陽、美里が多い。土木部長からの連絡で対応している。」とのこと。

続いて商工観光係ですが、「獣肉加工施設の利用状況は。」に対しては「平成28年2月末でかつらの丘ジビエ工場の組合利用は、ニホンジカ28頭、イノシシが3頭で、売り上げは約62万円で、組合員が施設を利用して商品化をする。「燻製工房もみじ」は、施設利用料1 t 2,000円で55頭、11万円収入になっている。27年度は80頭、26年度は38頭だった。」。

「今後、安定供給ができない状況のもとで、将来を見据え検討する必要がある。」に対しては「今後の運営のあり方も組合員と検討していく。猟友会の会員も少なくなっているので、そこもあり方を考えていく。」。

続いて「ふるさと名物開発補助金は、個人が応募して名物ができたとき、どのように販路に結びつけていくか。」に対しては「平成28年は2件応募があり、着実に進んでいる。販路開拓のほうもこの補助金を利用できるようになっている。将来的には、村のすべての商品を検証し、村の特産品パンフレットをつくり、中川村の統一したブランドをつくっていくことが最終目標だと思う。それに向けていいものをつくっていく。カタログに乗せるものを審査し、厳しく選考していけたらいい。」。

「特色ある地域づくりの平成28年の補助内容は。」に対しては「ふるさと名物は「燻製工房もみじ」のほうで、鹿肉の缶詰だけではなく、イノシシの缶詰をつくり、東京とか中京方面へパッケージで贈答品として使えるものを売っていく。食の安全支援隊の果物を甘く煮詰めたものを冷凍で売っていくことに取り組んでいる。特色ある地域づくりの今年度の事業は、陣馬形ののろし、「茅葺の家」の活性化、南田島の蛍、養蜂女子部の蜂を使った活動がある。」とのこと。

続いて建設水道課の関係です。建設係、「県管理1級河川の倒木除去については。」  
「県管理河川は、村から県に除去依頼をする。」。

「道路維持管理の発注先の選定はどのように行っているか。」に対しては「道路際でクレーン仕様や通行規制のあるところは実績のある機械を持っている建設業者に依頼し、そのほかの軽微なものは中川美し隊にお願いをしている。施工箇所の優先順位については、現場を確認し、安全性を考慮した中で行っている。」。

続いて「公園費が2割近い減の理由は何か。」に対しては「28年度実施した大草城跡公園周辺の除木による景観整備工事費がなくなったため。」。

水道係については、「浄化槽を担当する地区役員について。」  
「浄化槽に関連して、地区は担当せず、直接住民に周知している。」。

国土調査係「いつごろまでかかるのか。」については「国の予算が厳しく、あと12年～13年かかる。」ということ。

続いて教育委員会の総務学校係については、「教育委員会制度が変わり、委員長の報酬についてどう変わるか。」について「今までの教育委員長はなくなり、教育長が兼務する。そして、教育長の職務代理者が教育委員の中から出ることになる。教職員の人事に関する会議が年8回くらいあり、教育長と教育委員長の2名で出席しているが、今後も2名の出席となる。職務代理者が一般の報酬と同じとなっているが、特別職も報酬等審議会にかけて、今後、6月議会前に決めていただくことを予定している。」。

続いて「教室棟のベランダ防水シート工事は、防水シートによっても保証期間が違うが、どのようになっているか。」については「保証期間は確認していない。今後、確認する。」。

続いて「家庭相談員の教育委員会との連携をどう考えているか。」に対しては「教育委員会にも設置を要望していたが、保健福祉課に設置となった。今までも子どもや育児に悩む親の問題は連携をとってやってきた。」。

続いて「給食センターの正規調理員が1人となっている。臨時職員も頑張っていたが、責任のある職なので正規対応をしてもらいたい。」については、「学校の代替養護教員の予算があるが、どのような体制で働いているのか。」に対しては「学校行事で養護教員が校外に引率したときの学校に残った生徒の担当をするため。」。

続いて「パソコンを3台買うが、高級なものなのか。」に対しては「パソコン自体は普通のもので変わらないが、サーバーにつなぎファイルを感知するための設定作業も含まれているので、そうになっている。」。

続いて社会教育係については、「文化センターの開館20周年ということで300万円

の自主事業費があるが、20周年の開館記念事業はどのように考えているか。」に対して「例年と変わらない予算で、文化祭、自主事業に冠がつく程度を考えている。」。

続いて「図書館システムが上伊那広域のシステムにつながったが、中川村図書館にない本の利用の実績は。」に対しては「今までも県下の図書館から本を借りることはできていた。司書が希望する本がある図書館に連絡し、郵送していただき、希望者に貸していた。」。

次に「公民館事業の講師の選択は地元出身者を頼んでいるのか。村内出身者で全国的に有名な人がいないので掘り起こしをしてほしい。」に対しては「なるべく村出身者をお願いしている。近隣町村とも連絡をとり、適任者を依頼している。内容によっては村出身者の情報をいただき考えていきたい。」。

「講演会の集客が難しい場合は他町村と連携して開催できないか。」に対して「そのような考えも他市町村と話し合っていきたい。」。

続いて「村の関係の新聞記事はストックしているか。」に対しては「図書館で切り抜きをまとめ展示している。」。

次に「文化財の木造建築の古民家、カヤぶきの保存に取り組んでほしい。」に対しては「歴史的価値のあるものには文化財調査委員や歴民館役員の皆さんに情報が行く機会もあるので、随時対応していきたい。」。

続いて「アンフォルメル美術館の庭や草木も景観の一つなので、伐採計画はそこに配慮してほしい。」に対して「敷地の中の支障木を伐採し、景観にも配慮していきます。」ということです。

続いて「銀河ドームの保守点検だが、機械が老朽化していると聞くが、将来的にどのような方向で維持管理をしていくのか。」に対して「設置して15年がたった。反射望遠鏡のメッキを何年かに1回やらなければいけない。パソコンのソフトが古くなり、更新するのは何百万円もかかる。望遠鏡を動かすモーターの交換もしなくてはならない。モーターについては中古を業者に確保してもらっている。」ということです。「利用者が極めて少ないため、今後の維持活用方法を教育委員会で考えるように言われている。」

続いて「アンフォルメル美術館の景観のための立木の間伐について周辺の地主に了解してもらっているか。」については「地主は2人おり、1人については理解していただいている。」。

続いて「テニスコートのひび割れ、今後どうするのか。教員住宅跡地の利用などはどう考えているか。文化センターの植栽はどのようにしていくか。」については「テニスコートのひび割れは、危険にならないように割れの原因を調査して修理したい。歴民館の新刊の希望があるので、広い目で文化センター周辺の全体の配置を考えていきたい。教員住宅跡地は牧ヶ原地区の集会所の移転新築の場所の希望もある。また、独身教員住宅も老朽化しているので、その建てかえも考えて、文化センター全体の構想を考えていきたい。校長・教頭住宅も6戸あるうち2戸の必要があるだけなので、村のお試し住宅等に使っていただくようになると思う。」。

「アンフォルメル中川村美術館の収蔵品の整理は終わったのか。」「東京のアンフォルメルに詳しい方に整理を依頼したけれども、本人の体調が悪く、手のつけようがない状況である。」

続いて会計室ですが、「事務用品の購入の単価契約はどうなっているか。」に対して「庁内は森文具が主体で、ほかの機関はそれぞれのところに依頼している。主にコピー紙は見積もりをとり購入している。森文具は、単価も安いし、年間使う用紙をストックしていて、不足していると補充していく、そういった形をとっている。」ようです。

以上、委員会報告を終わります。

審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○5 番 (中塚礼次郎) 私は、29年度一般会計予算について賛成の討論を行います。

アベノミクスによる経済再生は完全に破綻したと言わなければなりません。

アメリカのトランプ政権の誕生は、日本経済の先行きを不透明なものとし、TPPから離脱し2国間協定を推し進めようとするトランプ政権により、日本の経済、商工業、農業への悪影響が大変心配されます。

平成29年度予算は、骨格予算とされ、新たな政策的事業の計上はされていないものとなっていますが、地方の自治体が抱える人口減対策、村営住宅建設事業や加盟町村で最後となっているCATVの伝送路設備の高度化事業など、先送りできない事業の計上により大型予算となっています。

29年度は、新しい理事者を迎え、新体制での事業運営となりますが、厳しい村財政の中、限られた予算で効果的な事業の遂行が求められ、理事者を初め職員の皆さんには大変なご苦勞をかけなければなりません。

財政の健全化比率では、3.3%と前年度を1.3%改善がされ、財政状況の健全化が保たれています。

29年度は、医療、介護、福祉など、制度改正による厳しい財政運営が予想されます。国の動向を注視する中で、村民の安心・安全の村づくりの推進に向けさらに努力いただくことを希望いたします。私の賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、これから行う新年度予算の採決は起立によって行います。

議案第 13 号に対する委員長の報告は可決です。  
 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
 [賛成者起立]  
 着席ください。(起立者着席)  
 全員起立です。したがって、議案第 13 号は委員長の報告のとおり可決されました。  
 日程第 2 議案第 14 号 平成 29 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算  
 日程第 3 議案第 15 号 平成 29 年度中川村介護保険事業特別会計予算  
 及び  
 日程第 4 議案第 16 号 平成 29 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算  
 この 3 議案を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題とします。  
 本案は、去る 1 日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。  
 予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。  
 ○予算特別委員長 それでは報告いたします。  
 3 月 1 日の本会議において予算特別委員会に付託されました議案第 14 号 平成 29 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算、議案第 15 号 平成 29 年度中川村介護保険事業特別会計予算、議案第 16 号 平成 29 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算につきまして、3 月 13 日、役場第 1 第 2 委員会室において委員全員出席のもと、担当課長、係長の説明を求め、慎重に審査を行いました。  
 審査の結果は、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。  
 審査の過程で出された主な質疑応答は次のとおりです。  
 国民健康保険事業特別会計。  
 「都道府県単位化の県が財政責任を負い村が保険金の納付をすることについてスケジュールは決まっているのか。」に対し「平成 30 年 4 月から変わります。県の保険料の納付金額の確定が 8 月ごろと聞いている。それを受けて 9 月くらいから始まる。保険料の試算については、増える傾向ではあるが、極端には増えないと思う。見直しの場合のポイントは、県は 3 年ぐらいの平均をもとに試算して上げてくる。毎年保険料の見直しで、標準保険料が変わってくる可能性があり、納付金も変わってくると思う。その場合、村の国保税は、現在は世帯割、所得割、人数割、資産割の 4 方式をしているけれども、資産割を取り入れない 3 つの指標で示してくるので、29 年度に検討していかなければいけない。現時点で持っている基金がないと調整財源がない。試算が出てくるのも 8 月ごろと思うので、本当に固まった試算が本年度中に出されると思う。9 月から検討をしても、来年度中に検討し、3 月議会に条例等の変更が出せればよい。それ以前に議会にも議題として出し、情報共有していければよいと考えている。」  
 「資産割を取り除くと、中川の場合、給付額が減るのではないか。自治体で決めるというのはどこで決めるのか。」に対しては「県が示すのは、あくまでも標準税率であり、各市町村で決めることになる。」  
 「中川村として税は上げなくてもやっていけるか。」に対しては「若干は上げなければやっていけないと思う。」

「基金についてはどのくらいしていくのか。」に対しては「県は納めればよいので、基金がないと給与の変動とかが毎年あり、調整が難しい。」  
 続いて介護保険事業特別会計です。  
 「介護予防・日常生活支援総合事業の予算について。」「賃金と委託料の一般介護予防事業は従来から行っているもの。委託料の介護予防・生活支援サービス事業は新規。負担金は保険給付費から移行したものと考えていただければよい。」  
 「事業所で実施するサービスの見直しは。」「事業所の皆さんとの単価検討の結果、このやり方となった。介護報酬、高いとは言えない状況でやっている。」  
 以上です。  
 審議のほどよろしくお願いいたします。  
 ○議長 委員長報告を終わりました。  
 これから委員長報告に対する質疑を行います。  
 質疑ありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議長 質疑なしと認めます。  
 次に討論を行います。  
 討論ありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議長 討論なしと認めます。  
 これから採決を行います。  
 まず議案第 14 号の採決を行います。  
 本案に対する委員長の報告は可決です。  
 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
 [賛成者起立]  
 ○議長 着席ください。(起立者着席)  
 全員起立です。したがって、議案第 14 号は委員長の報告のとおり可決されました。  
 次に議案第 15 号の採決を行います。  
 本案に対する委員長の報告は可決です。  
 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
 [賛成者起立]  
 ○議長 着席ください。(起立者着席)  
 全員起立です。したがって、議案第 15 号は委員長の報告のとおり可決されました。  
 次に議案第 16 号の採決を行います。  
 本案に対する委員長の報告は可決です。  
 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
 [賛成者起立]  
 ○議長 着席ください。(起立者着席)  
 全員起立です。したがって、議案第 16 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第17号 平成29年度中川村公共下水道事業特別会計予算及び

日程第6 議案第18号 平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計予算

この2議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案は、去る1日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。

○予算特別委員長 予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

それでは報告いたします。

3月1日の本会議において予算特別委員会に付託されました議案第17号 平成29年度中川村公共下水道事業特別会計予算、議案第18号 平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計予算について、3月14日、役場第1第2委員会室において委員全員出席のもと、担当課長、係長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な質疑応答は次のとおりでございます。

公共下水道事業特別会計については、質疑ございませんでした。

農業集落排水事業特別会計。

「機能診断調査委託料について確認をしたい。」については「20年経過すると施設の劣化が激しくなるので、おおむね20年をめどに診断調査をしたほうがよい。修繕の平準化のため、農集排施設を順に調査していく。」とのことでした。

以上です。

○議長 審議のほどよろしく願いいたします。

委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長 「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○議長 「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長 「賛成者起立」

着席ください。(起立者着席)

全員起立です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

○議長 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

着席ください。(起立者着席)

全員起立です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第19号 平成29年度中川村水道事業会計予算を議題とします。

○予算特別委員長 本案は、去る1日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。

予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

それでは報告いたします。

3月1日の本会議において予算特別委員会に付託されました議案第19号 平成29年度中川村水道事業会計予算について、3月14日、役場第1第2委員会室において委員全員出席のもと、担当課長、係長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な質疑応答は次のとおりでございます。

「配水設備の基幹管路を更新すると収益率は改善するものなのか。」に対し「漏水箇所が本管であれば有収率が大きく改善することもあるが、本管以外に漏水箇所が何かあれば本管を直しても有収率は改善しない。」ということでした。

以上です。

○議長 審議のほどよろしく願いいたします。

委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長 「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○議長 「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

○議長 本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

着席ください。(起立者着席)

全員起立です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 陳情第1号 オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める陳情を議題とします。

○議長 本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

それでは陳情の審査結果報告をいたします。

去る3月1日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました陳情、受理番号1号、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める陳情書についての審査を、3月の3日、役場第1委員会室におきまして委員4名全員の出席のもと慎重に実施をいたしました。

審査の結果は、委員3名全員の反対により不採択です。

この陳情の趣旨は、オスプレイの深刻かつ重大な墜落事故を踏まえ、県民、住民の生命と財産を守るため、県及び県市長会、県町村会の要請と連携しつつ、中川村議会において政府に対しオスプレイの飛行訓練の中止を求めるとともに飛行訓練の全面情報開示、安全性や運用面全面にわたる事前説明等を求める意見書を提出することを求めるというものであります。

審査の過程で出された意見について報告をいたします。

「12月13日に沖縄で起きた2件の事故については、原因はほとんど明確になっている。オスプレイの訓練飛行ルートは南信ルートとなっていないこと、騒音について問題としているが、確かなものか疑問である。情報はすべて開示がされている。」「日米合同委員会合意事項の順守をというが、やっているのだから、それ以上は問題でない。」「オスプレイの環境への影響はこれまで聞いたことがない。沖縄基地軽減負担を考えると、飛行訓練は反対できない。」「オスプレイは不要とは言えない。それに変わるもので自国を守れるものはない。合意の上で飛行がされている。」「日米安保を確立するために非常に大切と思う。そこを勘違いしている。不安をあおることは言わないほうがよい。」などの内容の意見が出されました。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長

委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に賛成者の発言を許します。

○4番

(鈴木 絹子) オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める陳情について賛成の立場で討論します。

昨年12月に起きた沖縄でのオスプレイ墜落事故は記憶に新しいものと思います。大破したあの映像を見れば誰もが墜落としか思えないものを、政府はアメリカ軍と同様に着水不時着と言ひ、原因究明も定かでない6日後には飛行訓練を再開し、ことし1月6日には事故原因となった空中給油訓練まで再開したものです。「機体が制御できていれば水面着陸できたはず。制御不能で墜落したオスプレイの構造的欠陥である。」と国防研究所の主任分析官は指摘しています。

現時点では、上伊那地域上空は訓練飛行ルートになっていないということですが、

日米合同委員会合意書の「米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路及び引用」という項目の文面を見ると「周辺コミュニティーへの影響が最小限になるよう飛行経路を設定する。」とか「移動の際には可能な限り水上を飛行する。」ともあります。海のない長野県では飛行できないこととなりますが、「できる限り」「可能な限り」という表現では、いかようにも変えられるわけであります。

何より、低空飛行訓練、夜間飛行訓練は危険度が増し、県民の不安や懸念ははかり知れません。沖縄から全国、日本中、到底どこでも受け入れられるものとは思いません。

以上、私はこの陳情に賛成の討論といたします。

○議長

次に原案に反対者の発言を許します。

○3番

(松澤 文昭) オスプレイの飛行につきましては、墜落事故の多さによりまして安全・安心に対する不安が懸念をされております。

しかし、オスプレイの飛行は、通常ヘリと比較しますと、ヘリより多くの荷物を運べる、ヘリより早く飛べる、ヘリより長く遠くへ飛べる、空中給油が可能、飛行時の騒音がヘリに比較すると少ない等の利点があります。したがって、大規模災害時の災害救助、物資輸送に威力を発揮すると私は考えます。したがって、総合的に判断をする中で、原案に反対をします。

○議長

ほかに討論ありませんか。

○8番

(大原 孝芳) 私は賛成の立場で討論いたします。

きょう、総務委員長のほうから、委員会のどういう理由で、委員会は反対ですので理由を聞いたんですが、非常に驚いたんですが、どういう理由で皆さんこの案に反対するかというと、例えば安保条約の見地とかですね、いろんなお話があるんですが、今回の趣旨についてはですね、長野県にオスプレイが飛んだときに、墜落したときにですね、やっぱり住民たちの被害をどういうふうに守れるかと、そして、このオスプレイっていうのはですね、ずっと事故を起こしたり、安全が担保されていないわけなんです。したがって、今は北信のほうで新聞報道されまして、北信の住民たちは非常に驚いているわけです。それがいつ来るかもわかんないし、それから、国のほうもですね、承知していないんですね。いつ飛んでくるか。ですから、非常に、県あるいは住民もすごく懸念しているわけですが、趣意書にもありますように、去年あたりも、県から県市長会、県の町村会が、もう既に、こういったことに対しては、もう注文をつけているわけですね。ですけど、今回のように、全然、何ですか、連絡なしにですね、やってきているっていうことで、それから、もう一つ、最近の議会の傾向を見ていますと、各終わった議会では、この陳情に対しては、みんなね、何ていうか、採択しているわけです。なぜかっていいますと、例えば中川村のところへ飛んで来ないからね、これはいいとかですね、そういう問題じゃなくて、つまり、日本どこへね、こういった飛行機が飛んでも、そういった事故によって、国民がですね、犠牲になるっていうことに対する懸念なわけでございます。したがって、例えば長野県が、例えば、今、北信のほうの皆さんが心配していて、南信の人たちがですね、私のところへ飛ん

で来ないから、これについてはね、採択しなくてもいいとかね、そういう、私は問題じゃないと思うんです。したがって、例えば最近ですと、ちょっと話は違いますが、何ですか、あの放射能のですね、汚染問題と同じなんです。つまり、放射能は、例えば放射能を持ち込んでもらっちゃ困るっていうような話ありますよね。だけど、俺のところには放射能来なきゃいいなっていう、そういう話じゃないと思うんです。そういう陳情でございますので、ぜひ、例えば飯島町、宮田村はね、これを採択しています。中川村が私のところは飛んで来ないからいいっていう、そういうレベルの陳情じゃないと思いますので、ぜひ議員の皆さんも一緒に考えてですね、これはぜひ採択していただきたいと、私は、そんな思いで賛成討論といたします。

○議長 ほかにも討論ありませんか。  
これで討論を終わります。  
これから採決を行います。  
なお、挙手によって採決しますが、挙手されない場合は反対したものとみなします。  
この陳情に対する委員長の報告は不採択です。  
陳情第1号 オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める陳情、これが原案です。この原案を採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]  
○議長 賛否同数です。したがって、議長が本件に対して裁決します。  
陳情第1号については、議長は不採択と裁決します。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

日程第9 陳情第2号 「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する陳情

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。  
総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは陳情審査報告をいたします。  
3月の1日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました陳情、受理番号2号、「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する陳情書についての審査を、3月3日、役場第1委員会室におきまして委員4名全員の出席のもと、慎重に実施をいたしました。

審査の結果は委員3名全員の反対で不採択です。

この陳情の趣旨は、政府が提出を予定するテロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案は、これまで国民の強い反対によって3回廃案となった共謀罪法案の焼き直しであり、課題山積みの危険法案であること、組織的犯罪集団も準備行為もテロも定義が曖昧で、適用範囲が十分に限定されたと見ることはできない、依然として幅広い解釈が可能になり、一般市民団体や労働組合は大丈夫と言われるが、運用によって基本的人権が侵害される危険性は変わりません、我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれが高い法案は認めることはできな

い、新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書を国に提出することを求めるといふものであります。

審査の過程で出された意見について報告をいたします。

「恐怖政治であるというが、さまざまな運動を委縮させるとは考えられない。」「国際組織犯罪防止条約は、国際テロ対策のためには必要。この法律をつくらなくて、テロ対策をどうするのか。」「今まで3回廃案となったのは、緊迫した国際情勢ではなかったからで、情勢への危機感を持っているのか。一辺倒な考えだけで、法整備をどう考えているかを聞いてみたい。」「国を守っていくには時代に合った法整備をしていく必要があります、法規制をしていかなければ守っていけない。」などの意見が出されました。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
まず原案に賛成者の発言を許します。

○7番 (小池 厚) 私は、「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する陳情に賛成する立場で討論をいたします。

現在開催中の通常国会に提出をもうろんでいるこの法案は、過去3回も国会に提出をされたにもかかわらず、いずれも国民世論の反発に遭い廃案になったものである。2020年、東京五輪・パラリンピックのために必要だというのが、現在の組織犯罪防止法で十分対応が可能だと聞いております。では、なぜ今ここでこの法案を出すのかを考えると、国会の多数を占めている今の時期に秘密保護法、安保法に続けて共謀罪を含んだ本法案を成立させることにより憲法改悪をスムーズに行う道筋をつけるという黒い魂胆が透けて見えるのです。政権に文句を言う団体や個人が共同で反対することができないようにすることで、現憲法に保障されている信仰の自由、表現の自由、報道の自由等が抑えられ、密告、諜報、盗聴がはびこり、第2次世界大戦前夜の物言えぬ時代に戻ることが大いに懸念されるわけです。戦後、あの悲しい出来事を二度と起こさないとの強い思いで今の憲法ができたのであります。基本的人権を制限するような本法案は出すべきではないと考え、陳情に賛成をいたします。

○議長 次に原案に反対者の発言を許します。

○6番 (柳生 仁) 私は、本原案に対して反対の立場で討論いたしますが、テロ等準備罪につきましては、現在検討中であり、また、世界情勢は、かつてないほど緊張の度合いが高まっておることは日々の報道でわかってきております。国においても、前段7番議員が言いましたけれども、オリンピック・パラリンピックに向けて大規模なテロなどが起きてはならないというのがこの根幹ではと思っております。こうしたことをつくることによって国民の命を守るといふ大きなものだろうと考えております。今

までは、このようなこと、日本ではテロがなかったわけでありますけども、振り返ってみますと、かつてはオウム真理教の事件もあったわけであります。こういったものを常に「対岸の火事」と思わずに、しっかりした国が議論をしていくことが必要だと思いますので、国民の命を守る大事な法案でありますので、この意見書を提出しないというので、反対の討論といたします。

以上です。

○議長  
○3番

ほかに討論ありませんか。

(松澤 文昭) 私は、原案に賛成の立場で討論をしたいと思います。

これまで共謀罪は、過去三度、国会に提出をされましたが、それぞれ話がありましたように犯罪行為をしていない話し合いの段階などでも処罰が可能になることから、恣意的に運営されることがあるといった批判を受けまして、いずれも廃案となりました。

テロ等準備罪では、犯罪の主体を組織的犯罪集団に限定することや犯罪の計画だけではなく準備行為も必要となるなど、これまでの共謀罪にはなかった要件が盛り込まれておりますが、捜査機関による拡大解釈により、以前提出された共謀罪と同じ運用になることが懸念をされます。刑法は実際の犯罪行為で具体的な被害や危機が生じてから罪に問うのが原則であります。テロ等準備罪では、捜査機関の拡大解釈により、いわば心の中まで罰せられるおそれがあります。したがって、思想、信条の自由が侵されかねないような法案であると私は考えております。したがって、慎重に議論を進めていくということが必要だと考えまして、原案に賛成をします。

○議長  
○4番

ほかに討論ありませんか。

(鈴木 絹子) 私もこの陳情に賛成する立場で討論に参加したいと思います。

まず、政府は、共謀罪ではなくテロ等準備罪と言いかえていること、たとえ名前を変えても危険な本質は変わりません。中身は、実際の犯罪をしていなくても、相談、計画しただけで犯罪とし得るものです。刑法の大原則に真っ向から反するだけではなく、日本国憲法が侵してはならないとする国民の思想や内心の自由を処罰の対象とする違憲立法です。例えば一般市民が「あのパワハラ上司、むかつくね。」「そうだね。とちめてやろうよ。」とメモやメールを作成するだけで共謀罪として成り立つことになりかねません。女性団体で原発反対のデモの参加者で道を埋め尽くそうと話し合い、呼びかけのメールを送ったりする、それも罪になる可能性があります。

戦前の治安維持法では、1つ、国体を変革し、2つ、私有財産を否定する思想を持つ結社や個人を罰することを目的に制定されましたが、最終的には、自由主義者や宗教者、戦争そのものに否定的な意見を持つ人々等、時の政府や警察が気に入らない思想や内心を持っている人を根こそぎ弾圧してきたものです。私は、これにつながるものと考えます。びくびくして信頼できない世の中ではなく、信頼し助け合って生きていける世の中で孫子が生きていけるように願うとき、いわゆる共謀罪を新設する本法案について反対するものであります。

以上をもって、この陳情の賛成討論とします。

○議長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、挙手によって採決しますが、挙手されない場合は反対したものとみなします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第2号 「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する陳情、これが原案です。この原案を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

賛成多数です。したがって、陳情第2号は採択することに決定しました。

日程第10 陳情第3号 「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と、核兵器廃絶の平和外交の推進を求める陳情

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

それでは陳情審査報告をいたします。

3月1日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました陳情、受理番号3号、「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と、核兵器廃絶の平和外交の推進を求める陳情書についての審査を、3月3日、役場第1委員会室におきまして委員4名全員の出席のもと、慎重に実施をいたしました。

審査の結果は、委員3名全員の反対により不採択です。

この陳情の趣旨は、国連総会軍縮委員会において核兵器の非合法化を目指す核兵器禁止条約制定の交渉会議が3月の下旬と6月中旬～7月の上旬に行われます、昨年秋の会議で禁止条約の交渉開始決議が123カ国の賛成多数で採択されました、条約が成立すれば待望の核なき世界への一歩となります、しかし、安倍政権は核保有国の米、露、英、仏とともに反対をしました、唯一の戦争被爆国のとる道として、核兵器禁止条約制定への賛成が世界に向けた態度表明です、核兵器廃絶の決意をあらわす証として非核三原則の法制化が不可欠と考えます、核兵器平和都市宣言を決議している中川村議会として国に意見書を提出することを求めるというものであります。

審査の過程で出された意見について報告をいたします。

「陳情書に書かれている内容のようなことはないと思う。」「オバマ大統領が広島に来て核廃絶の世界について語っている。アメリカの核に守られている部分もあり、禁止条約の交渉開始決議に反対しなければならなかった。」「日本ほど核兵器に囲まれている国はない。アメリカの核の傘に守られ、核の重要性とバランスで今日の日本は守られている。」などの意見が出されました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。  
 質疑ありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。  
 次に討論を行います。  
 まず原案に賛成者の発言を許します。

○7 番 (小池 厚) 私は、本陳情に賛成の立場で討論に参加をいたします。  
 昨年夏、直接原子爆弾を投下したアメリカ合衆国の現職の大統領としてオバマ大統領が広島を訪れ、原爆ドームに献花をされました。そして、被爆者と抱擁をした場面を見て、私は戦後時代ではありますが、改めて戦争がもたらす不幸をですね、心から実感をしたわけであります。戦後 70 年かかって、ようやくそういった実感をしました。

昨年秋の国連総会で 193 の国連加盟国のうち過半数の 123 の国が賛成をした核兵器禁止条約の交渉開始決議に、我が国はアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、イスラエルの核保有国とアメリカの傘の傘に依存する韓国や NATO 諸国などと反対票を投じたのです。唯一の核兵器の被爆国として、その悲惨さを戦後一貫して世界に発信し続けてきた国の態度として納得できません。

核保有国におもねるのではなく、広島、長崎の被爆者の心を代弁し、一刻も早くこの地球上から悪魔の兵器、核兵器を廃絶するようにイニシアチブを今発揮することこそが平和国家日本のとるべき態度だと考えます。

本来ならば、一地方の村議会ではあっても、議員発議として国に要請すべき内容だと思えます。後段の陳情分は、私ども村議会人に突きつけられた厳しい試金石と捉えます。

世界に誇れる戦争放棄の条文を持つ憲法の精神に従い、この陳情に賛成するものがあります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。  
 ほかに討論ありませんか。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、原案について賛成の立場で討論をしたいと思えます。  
 唯一の戦争被爆国として核なき世界への動きを主導すべき日本が核兵器禁止条約の決議案に反対をしました。日本は、核保有国と非核保有国の橋渡し役を目指してきましたが、これでは日本の役割は果たせないというふうに考えます。決議案は、オーストラリアやメキシコなどが共同提案として 123 カ国が賛成をし、日本は核保有国の米露、英、仏など 38 カ国とともに反対をしました。そして、中国など 16 カ国が棄権をした法案であります。核兵器国と非核兵器国の対立が深いなら、なおのこと日本は決議案に反対すべきではなかったかというふうに考えます。反対しておいて、今後、橋渡し役を果たすと言っても説得力を持つのか疑問視されます。被爆国として究極的には核廃絶を目指しながら、核兵器禁止条約の具体的な動きに反対する日本の姿勢はわかりにくいというふうに考え、国際社会の疑念を招きかねないというふうに考えます。

したがって、原案について賛成をしたいというふうに思います。

○議 長 ほかに討論ありませんか。

○4 番 (鈴木 絹子) 賛成の討論に参加します。  
 私は、日ごろより核戦争の危険から女性と子どもの命を守り、世界の女性と手をつなぎ、永遠の平和を打ち立てる目的を持って大勢の女性と一緒に活動をしています。  
 唯一の被爆国である日本が核兵器禁止条約に反対するということは、原爆で亡くなった何万人もの人や 70 年たってもなお後遺症の中で苦しい生活をしている被爆者の人の思いに寄り添うものでは決してないと思います。率先して賛成することこそ日本の果たすべき役割と考えます。

平和は、武器ではなく話し合いで築き上げ守るもの、そんなきれいごとでは世の中回らないと言う人もいますが、人である限り可能なことです。ましてや核兵器となれば、地球上のすべてをなくすほどの威力を持ったものが存在するとも聞きますが、人道上使えないものでもあります。

日本のみでなく、世界中のどこの国でも、戦争によって、核兵器によって子どもたちが命を落とすことのないようにと願い、この陳情の賛成討論とします。

○議 長 ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。  
 これから採決を行います。  
 なお、挙手によって採決しますが、挙手されない場合は反対したものとみなします。  
 この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第 3 号 「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と、核兵器廃絶の平和外交の推進を求める陳情、これが原案です。この原案を採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 賛成多数です。したがって、陳情第 3 号は採択することに決定しました。

日程第 11 陳情第 4 号 「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。  
 厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員 それでは報告をいたします。

3 月 1 日の本会議において厚生文教委員会に付託されました陳情、受理番号第 4 号、県に対して「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める意見書」の提出を求める陳情書について、3 月 3 日、役場第 2 委員会室において委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。

審査の結果は賛成多数で採択でした。

この陳情の趣旨は、全国的に子育て世帯やひとり親世帯、障害者やその家族などが

経済的な心配をしないで安心して医療を受けられるよう福祉医療給付制度の改善が進んできている中で、中川村でも子どもの医療費無料は対象年齢が拡大してきている、しかし、窓口無料に関しては、多くの都道府県が実施している中で、長野県ではまだ実施できていない、昨年暮れには、厚生労働省が子ども医療費助成についてこれまで行っていた窓口無料化を実施している市町村に対するペナルティーの一部廃止を都道府県に通達した、これを受けて知事は記者会見で現物支給化を検討することを明らかにした、窓口無料化を求める意見書採択も県内の市町村議会の7割を超え、県民世論も高まっているので、県に対して表記の意見書を提出するよう求めるという内容でした。

審査の過程で出された主な意見は、「早期実施とあるが、県で平成30年度に実現できるように対応しているの、それを考えて検討をするべきだ。趣旨採択でもよいのではないか。」「窓口無料化については早期に実現するべきである。早期治療が可能となり、医療費の減少につながる。」「貧困に対しての対応、コスト低減のためにも早急に対応すべきだ。」以上です。

よろしく審議のほどお願いします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番 (高橋 昭夫) 子ども・障害児童医療費窓口無料化の早期実現についてという陳情でございますが、これは誰もが早期実現を望み、反対の理由はありません。

ただ、長野県による導入時期については、平成30年度の制度改革にあわせて、それを目途に国とも調整を進めていると、こう言われております。それだけに、その内容というのは難しいというか、現状厳しい、あるいはその課題があるのではないかと思います。それらの内容に触れて、委員会においてどんな審議が行われたかをお聞きしたいと思います。

○厚生文教委員長 そこら辺についてはですね、詳しい討論はありませんでした。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。(柳生議員「本文の原案に反対ですか」)原案に反対者の発言であります。

○6番 (柳生 仁) 委員会の討論に対するの反対ですか。じゃなくて。

○議長 原案です。原案。

○6番 (柳生 仁) 討論に賛成では困るので、自分は趣旨採択の立場で討論させて、い

いですか。

○議長 はい。どうぞ。

○6番 (柳生 仁) これで討論が終わってしまうと発言ができませんので、発言させていただきます。

ただいま委員長の報告があったわけでありまして、私は、この陳情につきましては、村の保健福祉課の担当から平成30年から導入するよってというような話がありました。そうした中で、現在、県と調整中との説明いただいております。

また、長野県の保健福祉課の担当に確認をしたところ、導入時期は明確にしておりませんが、現在各市町村と協議中との説明がありました。行政によっては現在300円500円と窓口負担を取り組んでいるところもありまして、また決定には後のシステムの改修やレセプトや国保関係との調整が難しいという点があったわけでありまして、早期に実現という話でありますけれども、県の委員会では全員が賛成ということ、反対なかったという担当者からの説明がありました。また、県では国の制度改革は平成30年と決まっているので、それに合わせたいということで、早急といってもすぐできるものではないとの説明でございました。

したがって、この陳情は平成30年から動き出すものと考えまして、反対する必要はありませんが、あえて陳情しなくてももう動いていくというふうには私は解釈しておりますので、趣旨を十分理解し、趣旨採択の立場で討論いたします。

以上です。

○議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は追って連絡します。

〔午後3時30分 休憩〕

〔午後3時50分 再開〕

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12 発議第1号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○8 番 (大原 孝芳) では、意見書の案を朗読して説明とさせていただきます。

子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める意見書

全国的に子育て世帯やひとり親世帯、障害者やその家族などが経済的な心配をしないで安心して医療を受けられるよう福祉医療給付制度の改善が進んできました。

厚生労働省も、子ども医療費助成にかかわって、窓口無料を実施している市町村に対しての国保の減免調整措置、(いわゆるペナルティー)の一部廃止を昨年暮れに各都道府県に通達しました。それを受け知事は記者会見で「現物給付化を検討」を明らかにしました。

県内市町村議会からの窓口無料化を求める意見書採択も7割を超え、県民世論も高まっており、一刻も早い実施が望まれることから、下記の事項を強く要請いたします。

記

1つ 子どもや障害者福祉医療給付制度は、現行の児童給付方式をやめ、一刻も早く窓口完全無料にしてください。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 賛成多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13 委員会の閉会中の継続調査について

を議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から議会会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件について委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま鈴木議員ほか4人から発議第2号が提出されました。これを日程に追加し、

追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第2号 「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○4 番 (鈴木 絹子) 意見書案を朗読します。

「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書

政府が提出を予定するテロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案は、テロなど謀議に加わった場合に処罰の対象となる共謀罪について適用対象や構成要件などを変更し、罪名もテロ等組織犯罪準備罪と改め、名称も組織犯罪処罰法改正案とするとされています。

しかし、共謀を処罰するという法案の法的性質は何ら変わっておらず、既遂の処罰を原則とする刑法の基本原則を大きく変えるものです。

また、対象犯罪について、犯罪の数は676にも上り、対象犯罪を絞り込む検討が行われているとされていますが、共謀が処罰の対象になることに変わりはありません。

国際組織犯罪防止条約は、そもそも越境組織犯罪を抑止することを目的としたにもかかわらず、対象犯罪の越境性(国境を超えて実行される性格)も盛り込まれていません。

組織犯罪集団も準備行為もテロも定義が曖昧で、適用範囲が十分に限定されていると見ることはできません。依然として幅広い解釈が可能になり、捜査機関の恣意的な運用によって基本的人権が侵害される危険性は変わりません。

一般の市民や労働組合は大丈夫とされていますが、集団の定義は捜査機関の判断に委ねられ、内心や思想を理由に処罰されるとの不安も払拭されていません。

我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれが高い法案は認めることができません。

よって、政府においてテロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案を制定しないよう要請します。

以上、ご審議よろしく願います。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○議 長 討論ありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり  
 討論なしと認めます。  
 これから採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]  
 ○議 長 賛成多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。  
 お諮りします。  
 ただいま松澤議員ほか4人から発議第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
 「異議なし」と呼ぶ者あり  
 ○議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。  
 追加日程第2 発議第3号 「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と核兵器廃絶の平和外交の推進を求める意見書の提出について  
 を議題とします。  
 朗読願います。  
 ○事務局長 朗読  
 ○議 長 趣旨説明を求めます。  
 ○3 番 (松澤 文昭) 先に訂正をお願いします。  
 題目のところの最後のところに「意見書の提出について」というふうになっておりますけれども、「に提出について」の削除をお願いをしたいと思います。  
 それでは、「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と核兵器廃絶の平和外交の推進を求める意見書の案文を朗読して提案とさせていただきます。  
 国連総会軍縮委員会において核兵器の非合法化を目指す核兵器禁止条約制定の交渉会議が3月下旬と6月中旬～7月上旬に行われます。昨秋の会議で禁止条約の交渉開始決議が123カ国の賛成多数で採択されました。決議で核兵器の使用は破壊的な人道的結末をもたらすと強い懸念が示されています。禁止条約には非人道的な核兵器の使用禁止が書き込まれる見通しです。条約が成立すれば待望の核なき世界への第一歩となります。  
 米ロ指導の核軍縮は、未発効の後発的核実験禁止条約(C T B T)、米ロの対立で核弾頭数が逆に7,000余に増加した戦略兵器削減条約(S T A R T)、そして核保有を米露英仏中の5カ国に限定しながらインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮など世界に拡散してしまった核拡散防止条約(N P T)を見れば、その破綻が見事なまでに実証されています。  
 核の非人道性は、広島、長崎の原爆の惨劇が余すところなく物語っています。その放射能の恐怖と相互に壊滅が必至の核戦争寸前に及んだ米ソ対立のキューバ危機を思

い起こせば、核兵器は使えない兵器、核抑止力は幻想ということを経史が証明しています。  
 平和は、力づくの核抑止力でなく対話の外交力で実現すべきです。核抑止力への心棒と幻想から決別し、人間の知恵と良心に頼る平和外交が唯一の戦争被爆国の取る道と考えます。核兵器禁止条約制定への賛成が世界に向けたその態度表明です。そして、核廃絶の決意をあらわす証しとして非核三原則の法制化が不可欠と考えます。  
 以上、よろしくご審議をお願いします。  
 ○議 長 これから質疑を行います。  
 質疑ありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり  
 ○議 長 質疑なしと認めます。  
 次に討論を行います。  
 討論ありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり  
 ○議 長 討論なしと認めます。  
 これから採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]  
 ○議 長 賛成多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。  
 これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了しました。ここで村長のあいさつをお願いいたします。  
 ○村 長 平成29年3月中川村議会定例会閉会に当たり一言御礼のごあいさつを申し上げます。  
 今定例会におきましては、提出申し上げました議案をすべて原案のとおりお認めをいただきまして、まことにありがとうございました。  
 今年度の補正予算、また来年度の当初予算については、細かな数字を慎重にご審議いただきました。  
 また、一般質問においてたくさんのご意見、ご提言を頂戴いたしましたことにも感謝を申し上げます。  
 さて、本定例会は私にとって最後の議会となりますので、12年間を簡単に振り返ってみたいと思います。  
 12年前は、村のことも行政のことも何も知らないまま村長という大役を預かることになり、議員各位にも役場職員にも、また村民の皆さんにも随分とご心配をかけ、また行き届かぬ点多々あったかと存じます。移り住んできたばかりで、どこの馬の骨かもわからない私に皆様からさまざまなご支援をいただき、また私の気づかないところでもお心配りをしていただいていたことと思います。そのおかげで何とか3期も残りわずかとなるころまで大過なくやってくることができました。ご協力厚く感謝を申し上げます。

12年前、自立の村としてやっていくことになって最も心配された財政問題は逆に大幅に健全化ができました。

子どもの福祉医療費の拡充やバンビーニの開設など、子育て支援にも一定の成果を上げることができました。

チャオ周辺の強化も公約の一つでしたが、各店舗の経営努力のおかげで空きスペースはなくなり、一定のにぎわいが回復しています。

村道の改良や村関連施設の耐震化にも取り組むことができましたし、上水道の基幹管路の耐震化布設がえも随分進めることができました。

日本で最も美しい村連合に加盟し、村の魅力を高めていくための新しいつながりを広げていくこともできました。

一方で、農業や地域の担い手の減少に抵抗するため、転入人口を増やし、人口の社会増減をプラスに持っていきたいと考えてまいりましたが、この点につきましては願いどおりとはなっておりません。

また、内発的発展を目指し、村民の皆さんにいい意味の欲を出していただいて、中川村の可能性を生かしてお客様に喜んでもらえる商品、サービスをずくを出してつくり上げ所得を増やすという構想も、まだまだ道半ばであります。

今後、リニア中央新幹線が開通し、三遠南信自動車道がつながれば大きな変化をもたらすことでしょう。また、そこまで先でなくとも伊南バイパスの全通はチャオ周辺を初めとしてかなりの影響があると思われます。このような変化を何とかプラスのものにしていかなくてはなりません。そのためには、やはりみんなで村の魅力を生かしていくことが重要だと思います。そのためにも、自由な自治、自分の考えを気兼ねなく表明して議論し合う風通しのいい民主主義が必要です。議員各位のご尽力によって、また次の村長さんと深い議論を重ねていただいて、中川村をますますそのような伸び伸びとした村にさせていただけることを期待いたします。

中川村が末永く美しい村として存続し、村民がそれぞれ存分に人生を謳歌できる村であり続けることを祈念して、私の最後の村議会閉会あいさつといたします。

これまで大変ありがとうございました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で平成29年3月中川村議会定例会を閉会とします。

ご苦労さまでございました。

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時12分 閉会]

○議長

○事務局長

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員